審査基準（公表用）

様式第３号

所管部（局）・課　　総務部・法務私学課

法令名	個人情報の保護に関する法律	法令番号	平成 15 年法律第 57 号
手続名	保有個人情報の開示請求に係る開示決定等	根拠条項	第 82 条第１項及び第２項

審査基準	別添（参考資料）のとおり。

受付機関	実施機関又は情報公開センター	処理機関	実施機関	交付機関	実施機関	標準処理期間　15 日 （ただし、法第 83 条第２項及び第 84 条に該当する場合を除く。） 標準経由期間　日	目次 No.	1